

国有林の現状及び諸制度

平成26年6月17日

林野庁国有林野部経営企画課

国有林野生態系保全室

目次

■国有林野事業の歴史	1
■国有林の現状	2
■国有林野の管理経営	3
■国有林野における主な取組①②	4
■機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿	6
■保安林	7
■国立公園	8
■(原生)自然環境保全地域	9
■鳥獣保護区	10
■日本の世界自然遺産	11
■国内のユネスコエコパーク	12
■保護林、緑の回廊	13

国有林野事業の歴史

明治維新

- ・ 版籍奉還・社寺上地により藩有林・社寺有林を国の所有へ
- ・ 林野の官民有地区分

農林省山林局
所管の国有林
(北海道以外)

宮内省皇室林野局
所管の御料林

内務省北海道庁
所管の国有林
(北海道)

昭和22年

林政統一 3省庁所管の国有林を農林省が所管
(企業の運営による独立採算方式の特別会計制度を採用)

昭和30年代

高度経済成長等に伴う木材需要の増大を背景に、**伐採量が拡大、また要員規模も拡大。**
(財務状況が好調に推移したことから、林政協力費として一般会計への繰入れ等を実施)

昭和40年代後半

公益的機能発揮の要請の高まり、**木材貿易の完全自由化**による外材の輸入増加などにより伐採量減少、**木材価格の下落**等から財務状況が急速に悪化

昭和53、59、62、平成3年

4次にわたる**改善計画(自主改善努力)**にも拘わらず経営状況はさらに悪化。

平成10年

国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理運営するため**国有林野事業を抜本的に改革**
(H11~H15年度は集中改革期間)

平成25年

国有林野事業の一般会計への移行

M2 国有林成立

S22 国有林野事業特別会計法制定

復興用材、朝鮮戦争特需、高度経済成長に伴う
建築用材等の膨大な木材需要が発生

S33 国有林生産力増強計画
(老齢過熟林等の人工林化、未利用林の開発)

S36 国有林木材増産計画

S39 林業基本法制定
(林業の安定的発展、林業従事者の経済的社会的地位の向上)
木材輸入自由化

S47 林政審議会答申
(公益的機能を重視した森林施業、事業経営の改善等)

S53 国有林野事業改善特別措置法
経営改善計画の策定

S59 新経営改善計画の策定

S62 計画の改訂・強化

H2 国有林野事業経営改善大綱

H3 新経営改善計画の策定

H9 林政審議会答申

H10 国有林野関連2法 (**国有林野事業の抜本的改革**)
(公益的機能重視への転換、組織・要員の徹底した合理化、特別会計の見直し、累積債務の本格処理)

H24 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の
管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律

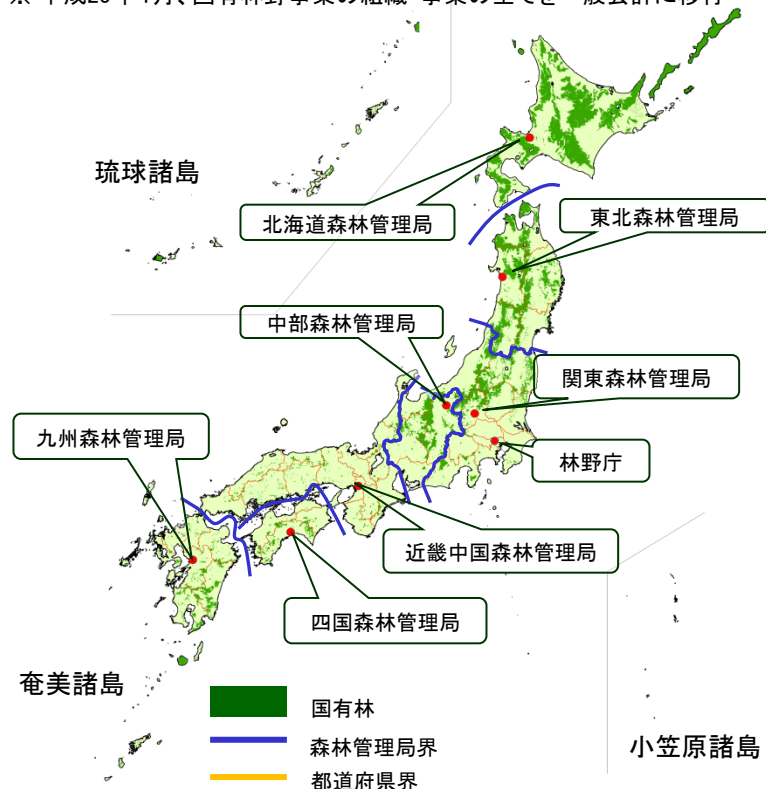
国有林の現状

- 我が国の森林の約3割(国土の約2割)は「国有林」。政府(林野庁)が「国有林野事業」として一元的に管理経営。
- 奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、などの重要な公益的機能を発揮。国有林野の約9割が保安林に指定。
- 原生的な天然林が広く分布し、野生生物の生育・生息地としても重要。世界自然遺産地域のほぼ全域、国立公園の約6割が国有林野。

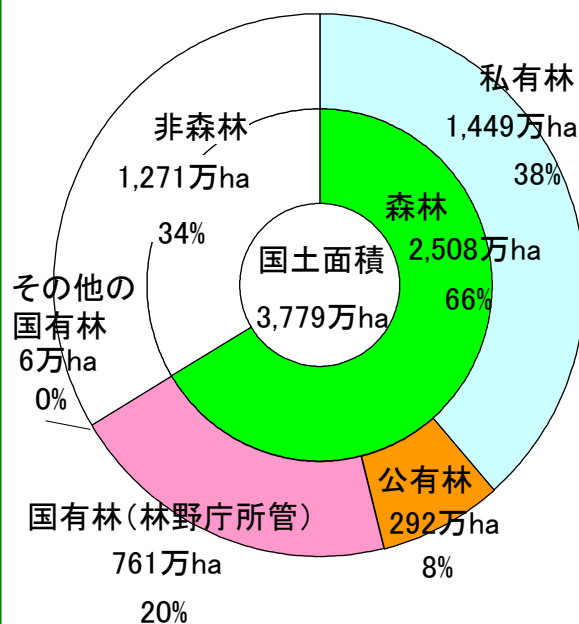
国有林の分布と組織

全国7森林管理局、流域(森林計画区)を単位とした98森林管理署等を設置し、直接国有林を管理経営

※ 平成25年4月、国有林野事業の組織・事業の全てを一般会計に移行



森林面積と国有林面積



(平成24年3月31日現在)

多様な自然を有する国有林

(平成24年4月1日現在)

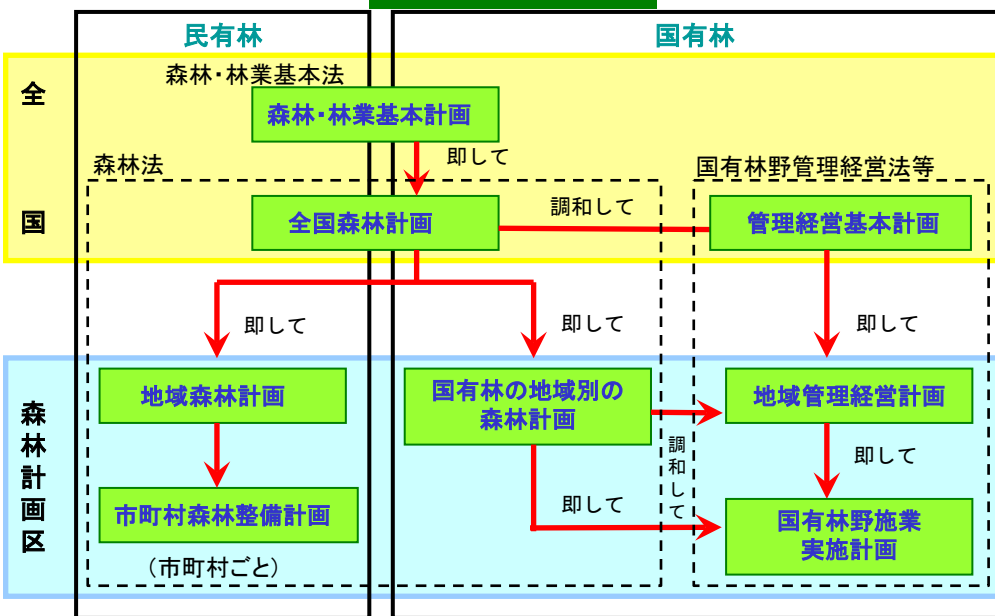
	面積 (万ha)	国有林野での割合
国有林(林野庁所管)	761	
国有林野	758	
保安林	683	90%
保護林	92	12%
緑の回廊	59	8%
レクリエーションの森	39	5%
世界自然遺産	8	1%
自然公園	219	29%
鳥獣保護区	123	16%

注1: 国有林野の面積は、地域管理経営計画の対象とする面積であり、官行造林地の面積を含まない。
 2: 国有林(林野庁所管)の面積は平成23年度末現在。
 3: 保安林及び鳥獣保護区的面積は平成23年度末現在。

国有林野の管理経営

○ 国有林野の管理経営は、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下、「管理経営基本計画」という。)に基づき実施。

計画の体系



管理経営基本計画について

- 「管理経営基本計画」は、国有林野の管理経営に関する基本方針、その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進
- 現行の管理経営基本計画は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までを計画期間として、平成25年12月に改定
- 今回の策定では以下の点を中心に記載内容を充実
 - ・ 平成25年12月にとりまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に「国産材の安定的・効率的な供給体制の構築」が位置づけられたことを踏まえ、『林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築への貢献』
 - ・ 平成25年から32年までを期間とする京都議定書第2約束期間における森林吸収源対策の取組として、『森林吸収量の確保のため、間伐の実施に加え、主伐後の効率的な再生林等に積極的に取り組むなど、地球温暖化防止への貢献』

【管理経営基本計画】(大臣: 5年ごと10年計画)

国有林野の管理経営の方向を明確にし、森林という動的国有財産の管理、処分を計画的に実施するとともに、計画の策定段階で国民の意見を聴き、国民意見を反映した管理経営を行っていく必要から、全国の国有林を対象として大臣がたてる計画

【地域管理経営計画】(局長: 5年ごと5年計画)

地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林管理局長が森林計画区(流域)を単位として定める管理経営の計画

【国有林野施業実施計画】(局長: 5年ごと5年計画)

森林計画及び管理経営計画に即して持続的な国有林野の管理経営を行うため、森林管理局長が管理経営規程に基づき森林計画区(流域)を単位として、事業量や伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

国有林野における主な取組①

○ 国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、我が国の森林・林業の再生へ貢献。また、東日本大震災からの早期復興に積極的に貢献。

公益重視の管理経営の一層の推進

・ 森林整備の推進

森林吸収源対策を含めた地球温暖化防止対策について、我が国全体で3.5%の吸収量を確保するため、間伐等の森林整備を積極的に推進。



[間伐等の実施による健全な森林の整備]

・ 山地災害の防止

安全で安心な暮らしを実現するため、荒廃地の復旧整備や保安林の整備の計画的な実施。



[土石流発生箇所における治山事業の実施]

・ 生物多様性の保全

世界自然遺産地域をはじめとする貴重な森林生態系について、「保護林」の設定等による厳格な保全・管理の推進。



[世界自然遺産の保全・管理]

森林・林業の再生へ貢献①

・ 林産物の安定供給

林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築へ貢献。



[国産材の安定的・効率的な供給体制の構築]

・ 民有林と連携した施業の推進

民有林との連携により事業の効率化等が図られる区域について、森林共同施業団地を設定。

民有林と連結した路網の整備や計画的な間伐等の実施、民有林材と協調した出荷等の推進。



[民有林と連結した路網の整備]

国有林野における主な取組②

森林・林業再生へ貢献②

・林業の低コスト化に向けた技術開発

民有林経営への普及を念頭にした林業の低コスト化等に向けた技術開発の推進。

実用段階に到達した先駆的な技術等について事業レベルでの試行の実施。



〔 コンテナ苗を用いた植付 〕

・鳥獣被害対策

地域の農林業や生態系に多大な被害を与えているシカ等の野生鳥獣について、地域と連携した個体数管理等の実施。



※イラスト:(独)森林総合研究所

〔 シャープシューティングによるシカの捕獲 〕

東日本大震災からの復興への貢献

・海岸防災林の再生

津波による被害を受けた海岸防災林の再生に向けて、盛土造成等の基盤整備や国民参加による植栽等の推進。



生育基盤の整備のための盛土工事



国民参加による植栽

〔 海岸防災林の再生 〕

・放射性物質汚染への対処

関係機関等と連携した国有林野の除染とともに、森林における除染に関する実証事業等の実施による知見の集積や技術開発等への貢献。

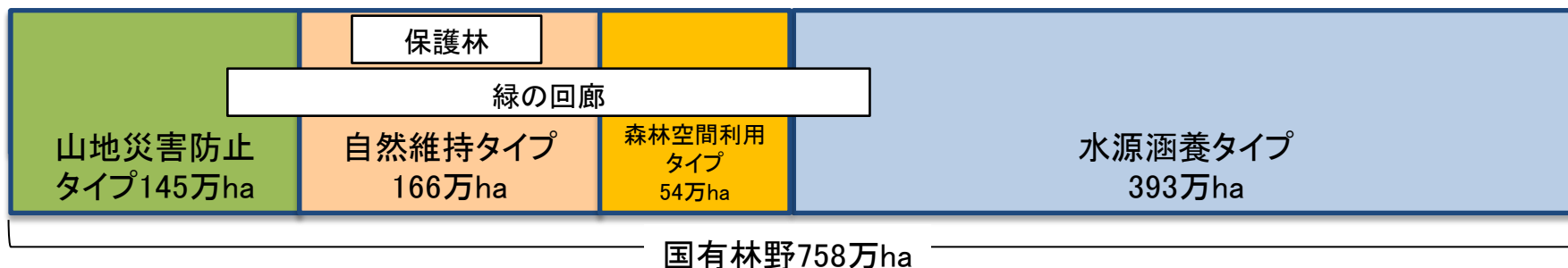


〔 国有林野の除染(福島県田村市) 〕

機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

- 公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、5タイプに区分し、いわゆる公益林として適切な施業を推進。木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を計画的に供給することにより発揮。

機能類型区分 (国有林野面積758万ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 145万ha(19%)	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 166万ha(22%)	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 54万ha(7%)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.1万ha(0%)	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha(52%)	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮



保安林

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣又は都道府県知事が「森林法」に基づき「保安林」に指定して、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制。
- 保安林の種類は、「水源かん養保安林」、「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」を始め17種類。

保安林の現況

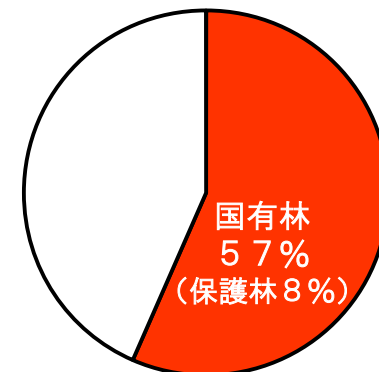
(単位: 万ha、%)

森林法第25条第1項	保安林の種類	総面積	うち 国有林野	森林法第25条第1項	保安林の種類	総面積	うち 国有林野
1号	水源かん養	913	563 (62)	7号	防火	0	0 (0)
2号	土砂流出防備	256	107 (42)	8号	魚つき	6	1 (14)
3号	土砂崩壊防備	6	2 (33)	9号	航行目標	0	0 (69)
4号	飛砂防備	2	0 (21)	10号	保健	70	36 (51)
5号	防風、水害防備、潮害防備 干害防備、防雪、防霧	26	9 (33)	11号	風致	3	1 (47)
6号	なだれ防止、落石防止	2	1 (24)	合計 [延面積] [実面積]		1284 1209	719 (56) 684 (57)

保安林の適切な管理

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布していることから、国土保全や水源涵養の上で重要な森林が多く存在。

このため、国有林野面積の90%に当たる684万haを保安林に指定。これは我が国保安林全体の57%。



- 注：1 平成24年度末現在の数値
 2 () 書は、総面積に占める国有林野面積の割合 (%)
 3 計の不一致は、四捨五入による。

国立公園

○ 国立公園は、自然公園制度という体系の中に含まれる制度。「自然公園」としては、「国立公園」の他に「国定公園」と「都道府県立公園」がある。

【国立公園】同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること。自然公園法により指定。

【国定公園】国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。自然公園法により指定。

【都道府県立公園】都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。都道府県条例により指定。

国立公園等指定状況

(単位:千ha、%)

種別	公園数	面積	うち 国有林野	国有林野 面積割合
国立公園	30	2,093	1,192	57
国定公園	56	1,363	491	36
都道府県立 自然公園	315	1,977	506	26

注：1 平成25年3月31日現在

2 平成26年3月5日に慶良間諸島国立公園が指定

国立公園の位置図



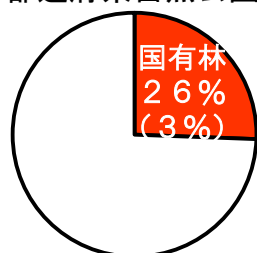
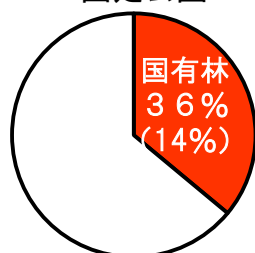
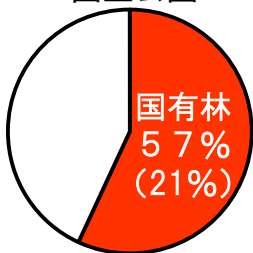
資料：一般財団法人 自然公園財団WEBページから転載

国立公園等に占める国有林の割合

国立公園

国定公園

都道府県立自然公園



() は保護林の割合。

(原生)自然環境保全地域

○ ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域について、自然環境保全法及び都道府県条例に基づきそれぞれ、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、または都道府県自然環境保全地域として指定し、自然環境の保全に努める制度。

自然環境保全地域位置図



資料：環境省WEBページから転載

自然環境保全地域等指定状況

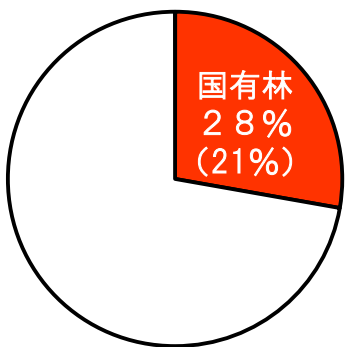
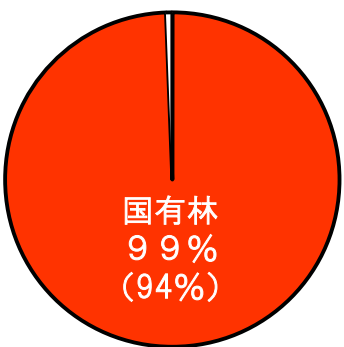
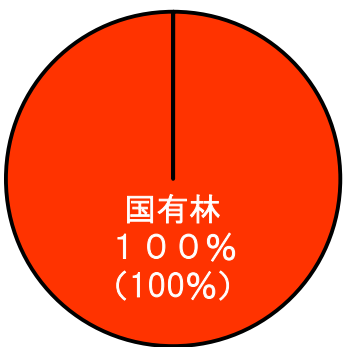
(単位:ha、%)

種別	指定地域		うち 国有林野	国有林野 面積割合
	箇所数	面積		
原生自然環境保全地域	5	5,631	5,631	100
自然環境保全地域	10	21,593	21,461	99
都道府県自然環境保全地域	543	77,398	21,502	28

注：平成26年3月31日現在

自然環境保全地域等に占める国有林の割合

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 都道府県自然環境保全地域



() は保護林の割合。

原生自然環境保全地域

- ①遠音別岳原生自然環境保全地域
- ②十勝川源流部 "
- ③南硫黄島 "
- ④大井川源流部 "
- ⑤屋久島 "

自然環境保全地域

- ⑥大平山自然環境保全地域
- ⑦白神山地 "
- ⑧早池峰 "
- ⑨和賀岳 "
- ⑩大佐飛山 "
- ⑪利根川源流部 "
- ⑫笹ヶ峰 "
- ⑬白髪岳 "
- ⑭稲尾岳 "
- ⑮崎山湾 "

鳥獣保護区

- 鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定。環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類。
- 鳥獣保護区内の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制。

鳥獣保護区指定状況

(単位:千ha)

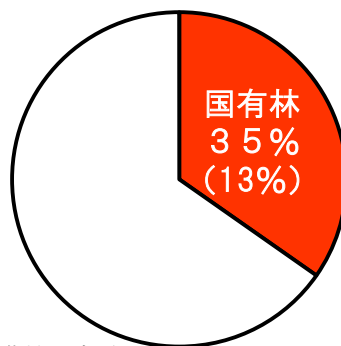
区分	国指定		都道府県指定	
	箇所数	面積	箇所数	面積
鳥獣保護区	81	584	3,746	3,010
うち特別保護地区	66	159	546	145
うち特別保護地区指定区域	2	1	3	6

注：国指定は平成26年3月16日、都道府県指定は平成25年12月31日現在

鳥獣保護区に占める国有林の割合

国有林野には、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林が多く所在。

鳥獣保護区のうち国有林野面積は1,248千ha。これは、鳥獣保護区全体の35%。



() は保護林の割合。

国指定鳥獣保護区の位置図



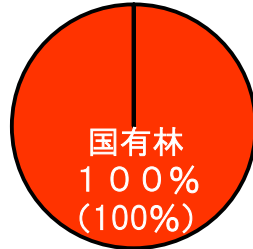
資料：環境省WEBページから転載

日本の世界自然遺産

- ▶ 我が国では、「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」、「屋久島」の4箇所が世界自然遺産として登録。
- ▶ 世界遺産登録地域の陸域のほぼ全域が国有林野であり、これらを「森林生態系保護地域」として保護。

白神山地

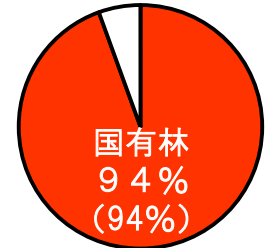
世界自然遺産登録：1993(H5)年
 世界遺産評価基準：生態系
 純度の高さ、原生状態の保存、
 生物の多様性の
 観点で世界的に
 特異なブナ林



知床

世界自然遺産登録：2005(H17)年

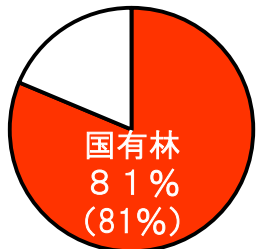
世界遺産評価基準：生態系・生物多様性
 世界で最も低緯度の季節海水域であり、海洋生態系
 と陸上生態系が連続することによって複合生態系を
 形成



小笠原諸島

世界自然遺産登録：2011(H23)年

世界遺産評価基準：生態系
 大陸と一度も陸続きになっただけがない海洋島であ
 り、固有種率の高さ、適応放散による種分化等、海
 洋島生態系における現在進行中の進化の過程を示す

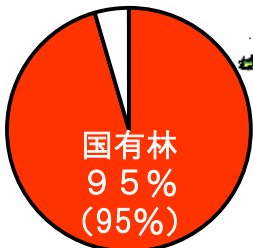


屋久島

世界自然遺産登録：1993(H5)年

世界遺産評価基準：自然景観・生態系

世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種等から成る生物相
 海岸部から中央部の山頂付近に及ぶ植生の典型的な垂直分布



※グラフは、世界遺産地域（陸域）
 に占める国有林の割合。また、
 () は保護林の割合。

保護林

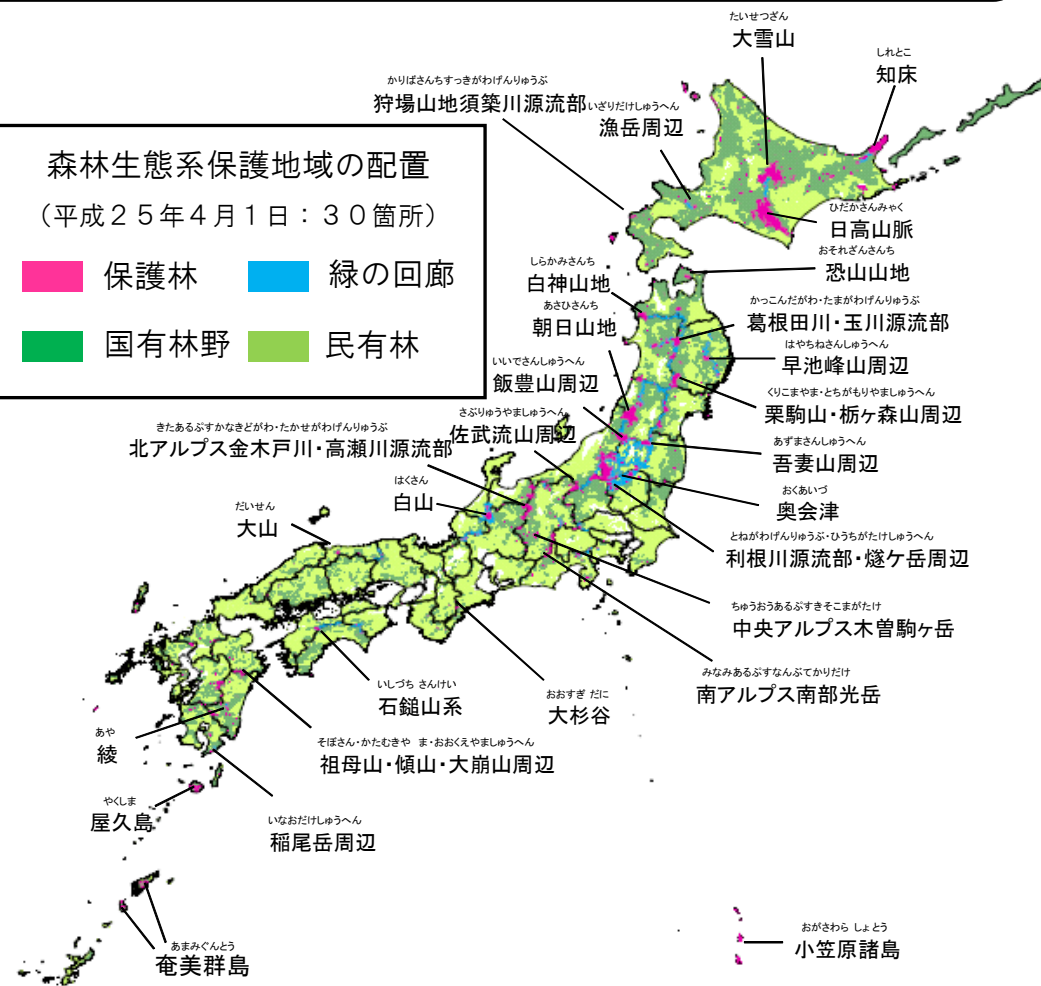
- 「保護林制度」は、国有林において、大正4年に発足した先駆的な自然環境の保全制度。原始的な森林生態系等を厳格に保全・管理する「森林生態系保護地域」など、目的に応じて7種類の「保護林」を設定。
- 平成25年4月1日現在、全国849箇所96万5千haを設定。

保護林の設定状況

保護林の種類	目的	箇所数	面積(千ha)
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	30	655
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	15	75
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	320	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	372	161
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地繁殖地の保護	39	23
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地等の特殊な地形・地質の保護	33	37
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	40	4
合計		849	965

森林生態系保護地域の配置
(平成25年4月1日：30箇所)

■ 保護林 ■ 緑の回廊
■ 国有林野 ■ 民有林

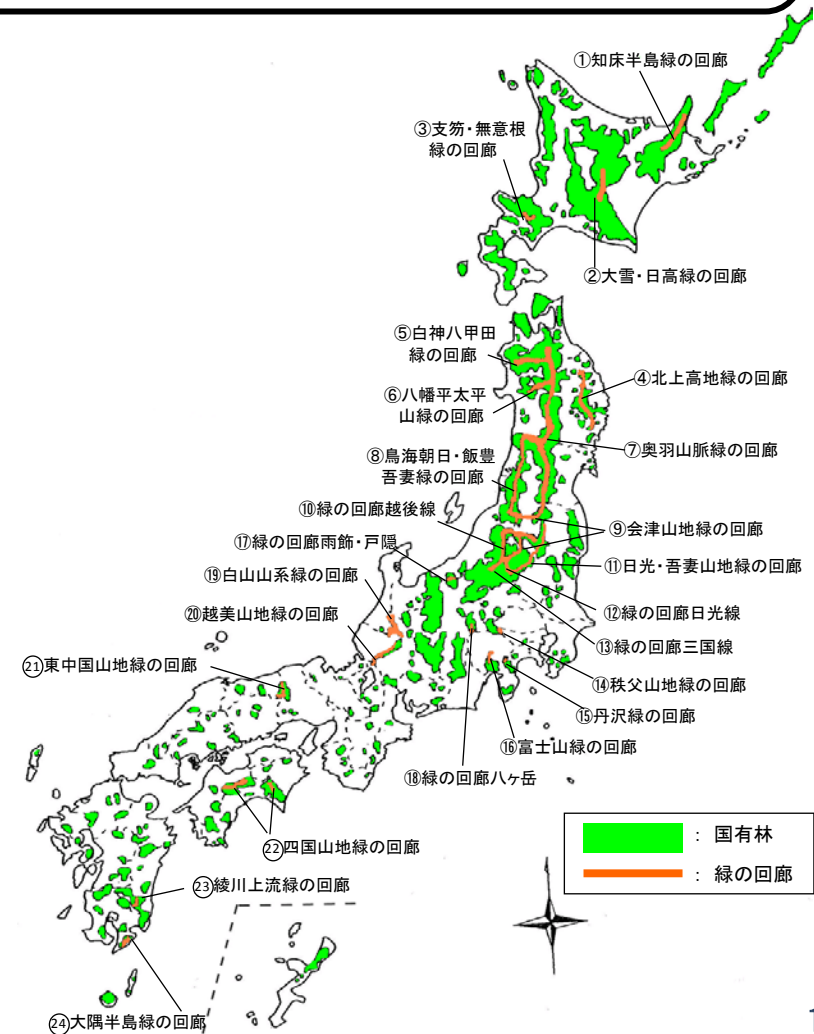


注1：平成25年4月1日現在の数値である。

注2：計の不一致は四捨五入による。

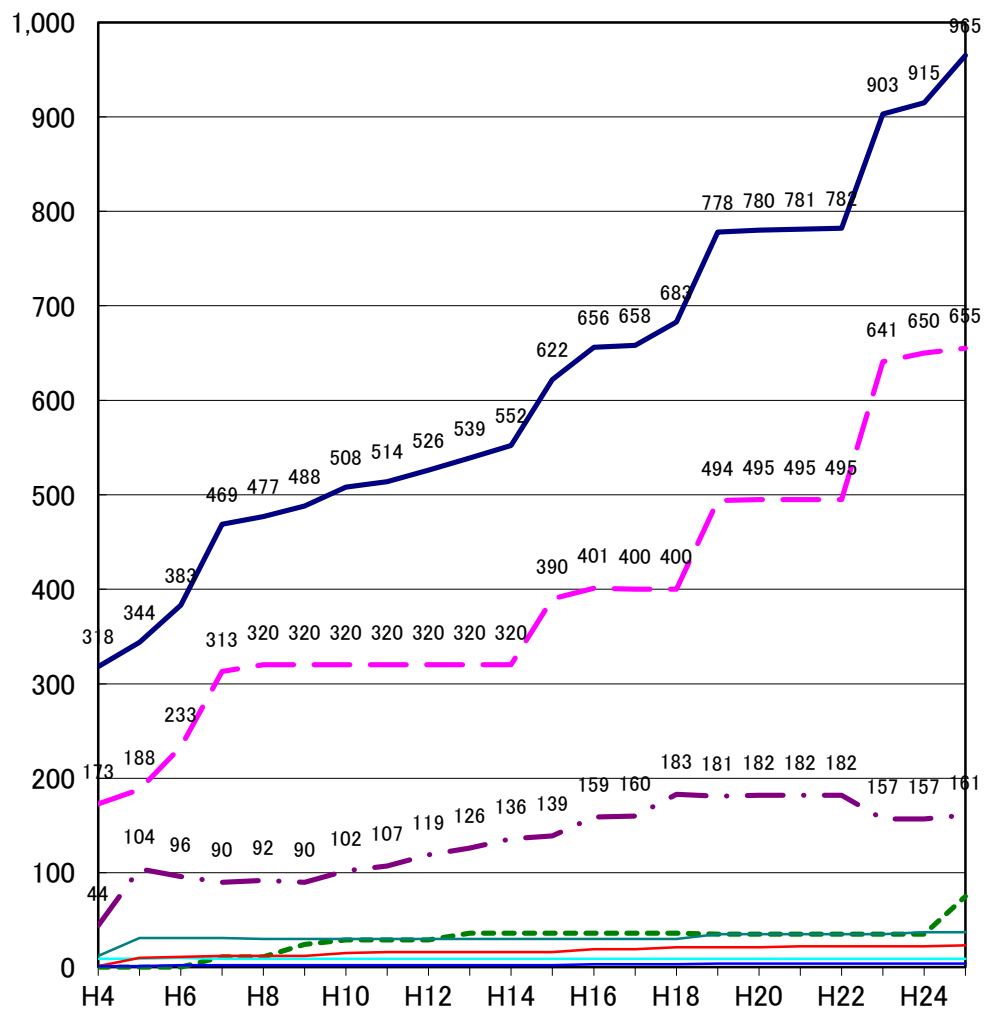
緑の回廊

- 「緑の回廊」とは、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」を中心にネットワークを形成する取組。
- 「緑の回廊」においては、人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生生物の生育・生息環境に配慮した施業を実施。平成25年4月1日現在、全国24箇所58万3千haを設定。



保護林設定面積の推移

面積(千ha)

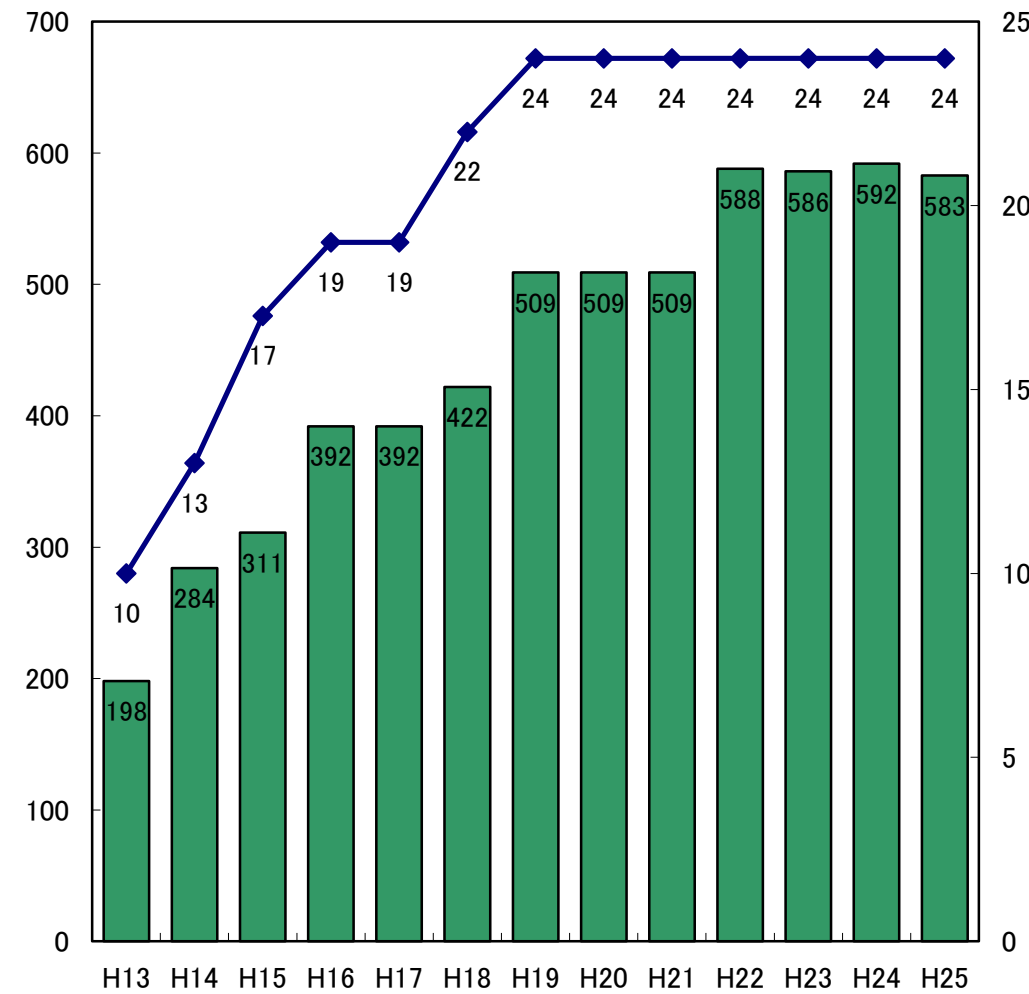


- 総数
- - 森林生態系保護地域
- - 森林生物遺伝資源保存林
- · 植物群落保護林
- 特定動物生息地保護林
- 特定地理等保護林
- 郷土の森

緑の回廊の設定面積の推移

面積(千ha)

(箇所数)



- 面積(千ha)
- ◆ 箇所